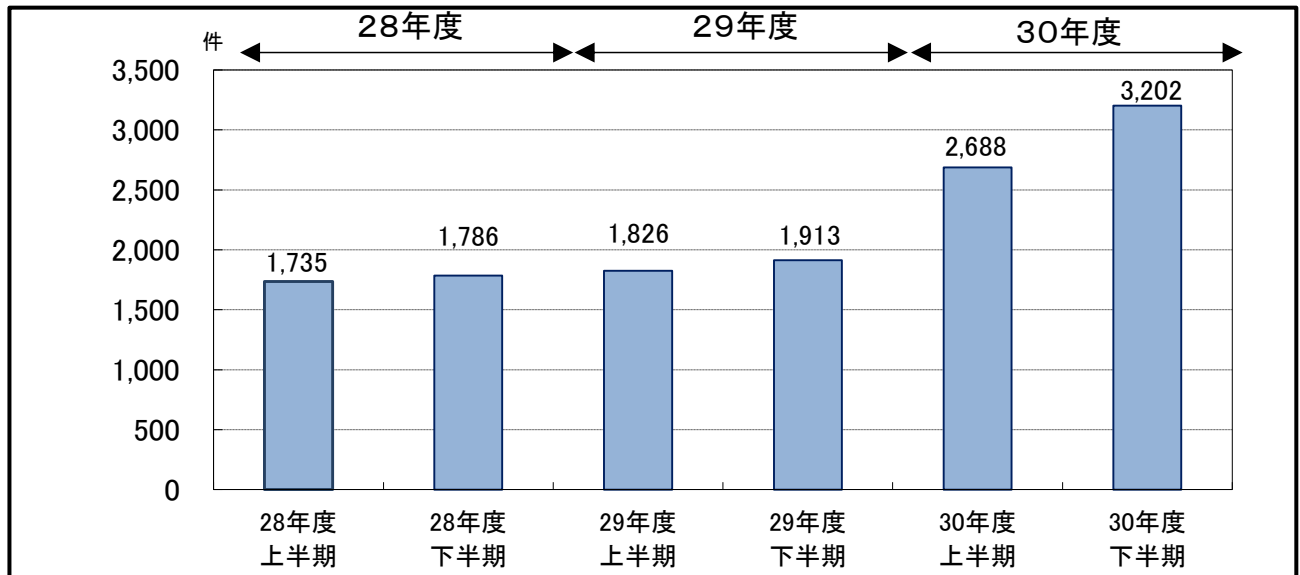


都民の声(教育・文化)について[平成30年度下半期(10月～3月)]

1 都民の声

(1) 受付件数の推移



上半期：4月～9月
下半期：10月～3月

(2) 性質別 件数内訳

	28年度			29年度			30年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
苦情	1,213	1,221	2,434	1,293	1,338	2,631	1,670	1,769	3,439
(割合)	69.9%	68.4%	69.1%	70.8%	69.9%	70.4%	62.1%	55.2%	58.4%
要望	157	192	349	233	270	503	423	283	706
(割合)	9.0%	10.8%	9.9%	12.8%	14.1%	13.5%	15.7%	8.9%	12.0%
提言	79	40	119	44	36	80	55	54	109
(割合)	4.6%	2.2%	3.4%	2.4%	1.9%	2.1%	2.1%	1.7%	1.8%
意見	286	333	619	256	269	525	540	1,096	1,636
(割合)	16.5%	18.6%	17.6%	14.0%	14.1%	14.0%	20.1%	34.2%	27.8%
計	1,735	1,786	3,521	1,826	1,913	3,739	2,688	3,202	5,890

30年度下半期の性質別件数では、「苦情」が最多で、1,769件(55.2%)である。2番目は「意見」が1,096件(34.2%)、3番目は「要望」が283件(8.9%)である。

(3) 分野別 件数内訳

	28年度			29年度			30年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教職員	451	512	963	452	486	938	553	872	1,425
(割合)	26.0%	28.7%	27.3%	24.8%	25.4%	25.1%	20.6%	27.2%	24.2%
生徒指導	392	375	767	382	483	865	818	1,225	2,043
(割合)	22.6%	21.0%	21.8%	20.9%	25.2%	23.1%	30.4%	38.3%	34.7%
学校運営	262	216	478	207	301	508	600	511	1,111
(割合)	15.1%	12.1%	13.6%	11.3%	15.7%	13.6%	22.3%	16.0%	18.9%
教育施設	27	15	42	16	9	25	14	4	18
(割合)	1.6%	0.8%	1.2%	0.9%	0.5%	0.6%	0.5%	0.1%	0.3%
社会教育	66	45	111	167	183	350	185	174	359
(割合)	3.8%	2.5%	3.1%	9.1%	9.6%	9.4%	6.9%	5.4%	6.1%
健康管理	9	14	23	24	21	45	65	35	100
(割合)	0.5%	0.8%	0.7%	1.3%	1.1%	1.2%	2.4%	1.1%	1.7%
福利厚生	1	1	2	1	1	2	2	0	2
(割合)	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
その他	527	608	1,135	577	429	1,006	451	381	832
(割合)	30.3%	34.0%	32.2%	31.6%	22.4%	26.9%	16.8%	11.9%	14.1%
計	1,735	1,786	3,521	1,826	1,913	3,739	2,688	3,202	5,890

30年度下半期の分野別件数では、「生徒指導」に関するものが最多で1,225件(38.3%)、主なものは、「生活指導・行事・部活動等に関するもの」(929件)、「授業・学習等に関するもの」(119件)である。

2番目は「教職員」に関するものが872件(27.2%)、主なものは、「教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等に関するもの(体罰、暴言、セクハラ等)」(448件)、「教職員の服務、接遇等に関するもの(体罰等を除く。)」(364件)である。

3番目は「学校運営」に関するものが511件(16.0%)、主なものは、「都立学校入学者選抜に関するもの」(258件)、「学校の管理・運営に関するもの」(253件)である。

(4) 多数を占めたテーマ・特徴的なテーマの件数及び内容

テーマの概要	件数	内容	対応
<p>生活指導・行事・部活動等に関するもの 〔分野：生徒指導〕</p>	<p>929件</p>	<p>都立学校教員の体罰についてですが、生徒が当該教員に暴言を吐いていることはSNS等を通じて多くの人が知るところとなっています。暴力をふるってしまった以上、当該教員の処分はやむを得ないと思いますが、重い処分にはしないでください。また、インターネットが普及している時代で、一度名前や顔が出てしまったら、将来苦勞するのは子供たちです。そのような事が起こらないようにするためにも、生徒への適切な指導をお願いします。</p>	<p>当該校の校長は、関係生徒に対し、当該教員に対する暴言やSNSで拡散させたことについて個別に指導を行いました。あわせて、学年集会や全体集会等を開催し、本件の経緯を説明するとともに、授業規律の遵守、SNSの適切な利用等について指導を行いました。</p>
<p>教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等に関するもの（体罰、暴言、セクハラ等） 〔分野：教職員〕</p>	<p>448件</p>	<p>都立学校の教員が行った生徒への暴力行為は到底指導と言えるものではありません。生徒が反抗的な態度をとったかもしれませんが、いかなる事情があっても暴力は駄目です。</p>	<p>教員の体罰は学校教育法で明確に禁止されています。都教育委員会では、引き続き再発防止に努めてまいります。</p>

<p>教職員の服務、接遇等に関するもの（体罰等を除く。） 〔分野：教職員〕</p>	<p>364件</p>	<p>自宅の固定電話に、心当たりのない電話番号から、数日間で4回の着信がありました。留守番電話へのメッセージもありません。調べると都立学校であることが分かりましたが、私はその学校と何の関係もありません。今後も続くのは大変迷惑です。</p>	<p>当該校の教員が、区立学校へ電話を掛けようとしたところ、番号を誤って申出者に発信していたことが分かり、速やかに申出者へ謝罪しました。</p> <p>また、当該校の副校長は、職員会議において、全教員に対し、間違い電話の防止について指導徹底を図りました。</p>
<p>都立学校入学者選抜に関するもの 〔分野：学校運営〕</p>	<p>258件</p>	<p>都立高校の入学者選抜において、合格者の辞退が相次ぎ、追加募集になった学校がありました。</p> <p>辞退者が想定より多く生じた場合、不合格者の成績上位から順に追加合格を出すべきと考えます。</p>	<p>都立高校の入学者選抜の改善については、東京都立高等学校入学者選抜検討委員会において、毎年検討しております。</p> <p>今後、同検討委員会において、合格者決定方法の在り方について協議していく予定です。</p>
<p>学校の管理・運営に関するもの 〔分野：学校運営〕</p>	<p>253件</p>	<p>都立学校の生徒の保護者ですが、先日行われた卒業式の会場の体育館が非常に寒く、教員に暖房をつけるようお願いしたところ、「暖房の音がうるさいので、つけることはできない。」とのことでした。このようなときに暖房器具を使用しないのであれば、何のために暖房器具があるのでしょうか。改善していただきますようお願いいたします。</p>	<p>当該校が所有している暖房器具は、稼働時に大きな音が発生し、卒業式の進行を妨げるおそれがあることから、式中の使用は差し控えています。</p> <p>一方、開式前に暖房を使用し、会場を暖めておくことは可能でしたが、その対応を行っていませんでした。</p> <p>当該校では、式典当日の気温に合わせた必要な冷暖房対応を確実に行うよう、引継ぎ項目として記録し、関係者間で共有しました。また、保護者対応に当たった教員には、より一層丁寧な言葉や態度で説明するよう、改めて指導しました。</p>

◇寄せられた都民の声（感謝事例）

○医療的ケア児の専用スクールバス運行について

平成30年度から、肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒（医療的ケア児）のための専用スクールバスを運行していただき、誠にありがとうございます。

我が子は、以前まで私が車椅子を押してバス、電車、徒歩により、長時間かけて登下校させていました。私は、その移動に疲れて体調を崩しがちでした。

しかし、バスが運行されてからは、子供は毎日元気いっぱい学校生活を楽しみ、お友達や先生方に囲まれて、自分の世界を築き、たくさんの楽しみを見つけています。加えて、私自身も体調を壊さずに、スクールバスで学校の送り迎えができるようになりました。

親の体調に関係なく、我が子が毎日笑顔でバスの到着を待ち、安全で安定的な登下校ができるようになり、とても安心しました。

スクールバス運行に関わってくださった方々に心よりお礼を申し上げたく、メールしました。

まだまだバスの乗車希望者がいるため、この取組がより広く、より速く浸透していくように願っています。

2 請願

(1) 分野別 件数内訳

	28年度			29年度			30年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教職員	3	3	6	1	1	2	1	3	4
(割合)	50.0%	60.0%	54.5%	12.5%	33.3%	18.2%	14.3%	50.0%	30.8%
生徒指導	2	0	2	4	0	4	4	2	6
(割合)	33.3%	0.0%	18.2%	50.0%	0.0%	36.4%	57.1%	33.3%	46.1%
学校運営	1	1	2	2	0	2	1	0	1
(割合)	16.7%	20.0%	18.2%	25.0%	0.0%	18.2%	14.3%	0.0%	7.7%
教育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
社会教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
健康管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福利厚生	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0	1	1	1	2	3	1	1	2
(割合)	0.0%	20.0%	9.1%	12.5%	66.7%	27.3%	14.3%	16.7%	15.4%
計	6	5	11	8	3	11	7	6	13

30年度下半期の分野別件数では、「教職員」に関するものが3件、「生徒指導」に関するものが2件、「その他」が1件である。

(2) 分野別の事例

分 野	概 要
教職員	<p>【国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について】 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10.23 通達」を撤回すること。 ・同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと。 ・最高裁判決、東京高裁判決、東京地裁判決で「違法」とされた減給・停職処分を行った責任を取り、原告らに謝罪すること。また再処分を撤回すること。 ・同通達に基づく校長の職務命令を発出しないこと。また、新たな懲戒処分を行わないこと。 ・同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員に対する「服務事故再発防止研修」を行わないこと。 ・同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員の再雇用、非常勤教員等の合格取消、採用拒否等を撤回すること。 ・卒・入学式等での「君が代」斉唱時に生徒に起立を強制し、内心の自由を侵害する「3.13 通達」(2006年)を撤回すること。 ・教育委員会において本請願書及び関係資料を配付し、慎重に審議して、回答すること。 <p>《請願者への通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに出示された裁判所の判断において、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」は、旧教育基本法第10条第1項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。本通達を撤回する考えはありません。 ・懲戒処分の撤回は、考えておりません。 ・厳重注意の取消しは、考えておりません。 ・判決が確定した事案については、当該各事案に係る判決の内容に応じて、必要な対応を行っています。また、懲戒処分の撤回は、考えておりません。

- ・平成 23 年 5 月 30 日、最高裁判所は、都教育委員会が平成 15 年 10 月 23 日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」に基づく職務命令は、思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法 19 条に違反するものではないと判断しました。その後も最高裁判所においては同様の判断が繰り返されており、平成 28 年 7 月 12 日の判決も同様の判断でした。このように、最高裁判所の判決においては、学習指導要領に基づき自校の入学式、卒業式等を適正に実施するため、校長が職務命令を発出することは何ら問題がないとされています。
- ・卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。
- ・懲戒処分の原因となった服務事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、服務事故再発防止研修を実施します。
- ・選考結果を撤回する考えはありません。
- ・平成 18 年 3 月 13 日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導について（通達）」は、平成 15 年 10 月 23 日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」及び平成 16 年 3 月 11 日付「入学式・卒業式の適正な実施について（通知）」の趣旨を、なお一層徹底するとともに、校長が自らの権限と責任において、学習指導要領に基づき適正に児童・生徒を指導することを、教職員に徹底するよう通達したものです。本通達を撤回する考えはありません。
- ・既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

3 陳情等(団体要請)

(1) 分野別 件数内訳

	28年度			29年度			30年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教職員	45	15	60	19	18	37	5	21	26
(割合)	50.0%	37.5%	46.2%	32.8%	45.0%	37.8%	9.6%	33.3%	22.6%
生徒指導	10	1	11	5	1	6	20	8	28
(割合)	11.1%	2.5%	8.5%	8.6%	2.5%	6.1%	38.5%	12.7%	24.3%
学校運営	31	21	52	32	19	51	26	33	59
(割合)	34.4%	52.5%	40.0%	55.2%	47.5%	52.1%	50.0%	52.4%	51.3%
教育施設	1	1	2	1	1	2	1	0	1
(割合)	1.1%	2.5%	1.5%	1.7%	2.5%	2.0%	1.9%	0.0%	0.9%
社会教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
健康管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福利厚生	2	2	4	1	0	1	0	0	0
(割合)	2.3%	5.0%	3.1%	1.7%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	1	0	1	0	1	1	0	1	1
(割合)	1.1%	0.0%	0.8%	0.0%	2.5%	1.0%	0.0%	1.6%	0.9%
計	90	40	130	58	40	98	52	63	115

30年度下半期の分野別件数では、「学校運営」に関するものが33件(52.4%)が最も多く、そのうち「学校空調設備について」が10件、「学校教育の充実について」が7件である。

2番目は「教職員」に関するものが21件(33.3%)であり、そのうち「国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分について」が12件である。

(2) 分野別の事例

分 野	概 要
教職員	<p>①【国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について】 12件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10・23通達」を撤回すること。 ・10・23通達に基づく職務命令を発出させないこと、また職務命令違反を理由とした懲戒処分を行わないこと。 ・卒業式・入学式での「日の丸・君が代」の強制はやめること。 ・最高裁判決により処分が取り消された被処分者に対して、誠意をもって謝罪し再処分を行わないこと。 ・「懲戒処分歴がある職員に対する事前通告」及び告知された内容は都教委の無責任、かつ「日の丸・君が代」被処分者に対する悪質な攻撃・ハラスメントとして到底、看過し難いものである。その理由をあげ、事実の解明と「通告」の撤回、謝罪を要求する。 ・定年退職後の職を奪った再雇用拒否第2次原告の個々に対して説明し、謝罪すること。 ・国連自由権規約委員会の指摘を受けた10・23通達の問題点をまとめ、廃止に向けた具体的作業にただちにとりかかること。
学校運営	<p>②【学校空調設備について】 10件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校体育館空調設備設置への財政支援拡大等 <hr/> <p>③【学校教育の充実について】 7件</p> <p>○障害者教育の充実を求める要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LD（学習障害）等発達障害のある児童・生徒が、学校環境によって合理的配慮を受けられないといった状況が起きないように、都立学校および各区市町村教育委員会に対して指導助言をお願いします。 ・「障害者差別解消法対応指針」で示された内容が、学校現場で十分に周知されるようにしてください。とりわけ、心臓病児においては、医療機関との連携を推進してください。

学校運営	<ul style="list-style-type: none">・障害のある子どもたちの置かれている教育条件は、「学校が足りない、教室が足りない、先生が足りない」など、小・中学校と比較して差別状態にあるといわざるを得ません。全ての子どもたちに行き届いた教育を保障してください。・平成 30 年から特別支援学校に通学する医療的ケア児専用バスが整備されることになり、大変感謝をしております。実際の運行実態やニーズにきちんと対応できているかなど十分な調査を実施しながら形あるものへと整備をお願いします。・特別支援学校のコーディネーターを専任化してください。
------	---

4 公益通報制度

(1) 窓口別 受理件数内訳

分類	28年度			29年度			30年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教育庁等窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弁護士窓口	10	18	28	10	15	25	18	11	29
計	10	18	28	10	15	25	18	11	29

(2) 弁護士窓口受理分に係る処理状況

<平成28年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	1	0	1
職員の服務等に関すること	12	15	0	27
計	12	16	0	28

<平成29年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	4	10	11	25
計	4	10	11	25

<平成30年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	10	6	13	29
計	10	6	13	29